

7 農 第 147 号
令 和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

本宮市長 高松 義行

市町村名 (市町村コード)	本宮市 (07214)
地域名 (地域内農業集落名)	稻沢地区 (桑田、赤坂、五百田、滑津、鹿山内、後山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月13日 (第9回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・基幹作物は水稻となっている。
- ・遊休農地や荒廃農地は増加傾向にある。
- ・65歳以上の農業者が地区の農業者の半数を占めており、平均年齢も67歳と高齢であり今後多数の離農者が想定され、有休農地の増加が懸念される。そのため新規就農者の確保、後継者の育成が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物である水稻の生産については、既存の生産者が可能な限り継続して作付けを行っていく。
遊休農地の増加を防ぐため、後継者の育成や、地域内他産業からの参入、地域外からの入り作による担い手確保の検討をすすめる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	114 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

10年後、耕作が見込まれる農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者等の担い手を中心に集積、集約を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し借りに農地中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

過去に土地改良総合整備事業等を実施しており、今後の取り組み予定はないが、必要に応じ取り組む予定。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の担い手育成や、新規就農者等の受け入れ態勢を整える。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害防止については市や鳥獣被害対策実施隊などの関係機関と連携しながら対策していく。
- ・地区内の農地や通路、水路等について、担い手が適切に維持をしていく。